

# 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想 に関する住民提案制度の事例

---

- 本資料は、**バリアフリー法※に基づく移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及び基本構想の住民提案制度に関する事例**について紹介するものです。
- バリアフリー法に基づく**住民提案制度は、自治体がマスタープラン又は基本構想を作成していない場合や、作成済みであってもそれを見直してほしい場合に、住民、NPO法人、公共交通事業者などのみなさまが、自治体に対して、マスタープランや基本構想の作成・変更を提案できる制度**です。
- 住民提案制度においては、**提案を行う住民などのみなさまと自治体が協力して検討を進めることが重要**です。どのように提案を行えばよいか分からない場合は、まずは自治体に対して事前に相談を行うことが考えられます。その上で自治体と協力して、まち歩き点検や勉強会などを行うことを通じて、提案の内容を検討していくことが有効です。
- 住民などのみなさまにおかれては、本資料に掲載されている事例を参考にしながら、住民提案制度の活用について積極的に検討いただけますと幸いです。

※ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

## その他の参考資料

バリアフリーのマスタープラン、基本構想の作成・改訂に関わる住民提案制度のご紹介

あなたのまちのバリアフリー化について、お困りのことはありませんか？

このようなことでお困りませんか？

- それぞれの施設にバリアフリー化が滞っている。
  - 歩道が狭く、電柱が通行の妨げになっている。
  - 横断歩道の前に勾配があるため、待っているのが大変。
- 高字ブロックがつかない。
  - 高字ブロックの上で自転車が転倒している。
- 手すりを使うと階段を斜めに上り下りしなければならない。
  - 駅舎内に段差がある。
  - 手すりの間隔に水平部分がなく、階段の途中から手すりがはさまっている。

施設ごとにバラバラにバリアフリー化が進められている。

- 病院がバリアフリー化されているのに、歩道が狭いので車いすで通れない！
- 駅舎がバリアフリー化されているのに、駅舎内に段差があるので電車に乗りづらい！
- 歩道に高字ブロックが設置されたのに、建物内につながらない！

誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるために、バリアフリーの考え方を広く共有したい・・・

国土交通省 総合政策局 バリアフリー政策課

解決策があります！

- **住民提案制度のチラシ**「あなたのまちのバリアフリー化について、お困りのことはありませんか？」

<概要>  
住民提案制度の目的や概要について、マスタープラン及び基本構想の概要とともに分かりやすく示しています。

移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン



令和3年3月  
国土交通省 総合政策局 安心生活政策課

- **移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン**

<概要>  
自治体がマスタープラン及び基本構想の作成・変更をする場合に参照できるように、その具体的な手順や方法等について示しています。

# 住民提案制度の実績（令和7年10月時点）

○ これまで19自治体が住民提案を受け、うち12自治体で基本構想等の作成・変更が行われています。

提案対象	自治体名	地区名	提案時期	提案者	提案への対応
マスタープラン	茨城県つくば市	つくば駅周辺地区 研究学園駅周辺地区 大曾根・筑穂地区	令和4年度	高齢者、障害者等による団体	作成・変更することを公表
	奈良県葛城市	-	令和4年度	施設設置管理者等	対応検討中
基本構想	宮城県名取市	-	平成19年度	高齢者、障害者等の利用者個人	対応検討中 <sup>注1</sup>
	茨城県土浦市	土浦駅周辺地区	平成19年度	高齢者、障害者等による団体	作成・変更することを公表
	千葉県我孫子市	我孫子地区	平成20年度	高齢者、障害者等の利用者個人 高齢者、障害者等による団体	作成・変更することを公表
	千葉県酒々井町	酒々井町下岩橋	令和4年度	町議会議員	対応検討中
	千葉県一宮町	上総一ノ宮駅周辺	平成20年	高齢者、障害者等による団体	作成・変更することを公表
	東京都調布市	飛田給駅周辺地区	平成23年度	高齢者、障害者等による団体	作成・変更することを公表
	神奈川県横浜市	羽沢横浜国大駅周辺地区 踊場駅周辺地区	平成30年度	高齢者、障害者等による団体	作成・変更することを公表
	神奈川県川崎市	幸区役所周辺地区	令和3年度	提案された重点整備地区の近傍に在住の市民1名	作成・変更しないことを公表 <sup>注2</sup>
	山梨県上野原市	上野原駅周辺地区 四方津駅周辺地区	平成23年度	バリアフリー化を推進する団体	作成・変更することを公表
	長野県茅野市	茅野駅周辺地区	平成29年～30年	施設設置管理者等 高齢者、障害者等の利用者個人 高齢者、障害者等による団体	作成・変更することを公表
	愛知県名古屋市	瑞穂公園陸上競技場地区	令和3年度	高齢者、障害者等による団体	作成・変更することを公表
	滋賀県守山市	守山駅周辺地区	令和元年度	市民	作成・変更することを公表
	大阪府大阪市	-	平成20年度	駅近隣大学職員有志及び地域住民や障害者	作成・変更しないことを公表 <sup>注3</sup>
	奈良県上牧町	上牧町役場周辺	平成29年度	NPO法人	作成・変更することを公表
	佐賀県唐津市	唐津駅周辺地区 東唐津駅周辺地区	平成19年	高齢者、障害者等による団体	作成・変更することを公表
	両方	岡山県和気町	-	令和4年度	施設設置管理者等
福岡県直方市		-	令和3年度	高齢者、障害者等による団体	対応検討中

注1：平成19年に市内の障がい者団体の代表から住民提案を受けたところではあるが、提案者本人が転出してしまい連絡が取れない状況となっている。また、提案受付から既に16年が経過していることから詳細な内容を確認することができない状況である。

注2：提案内容は、本市のめざす都市構造と方向性が一致しないため、提案内容をそのまま実現することはできないが、隣接する他の基本構想の重点整備地区を拡充することで提案の一部を受け入れた。また、この方向性については協議会及び提案者本人の了承を得ている。

注3：提案を受けた内容が個別駅の改修にかかる内容がほとんどであったため、基本構想策定によるバリアフリーの推進ではなく、鉄道事業者との個別協議による課題解決を図ることとなったため。

## 概要・ポイント

- **市民団体**が基本構想の作成に関する住民提案を行った事例です。
- 住民提案を行う前に、自治体（土浦市）と協働して、電車・バスの乗車点検、シンポジウム、勉強会などを行っています。また、提出された基本構想の素案は、簡素なものとなっています。

## 提案内容（素案）

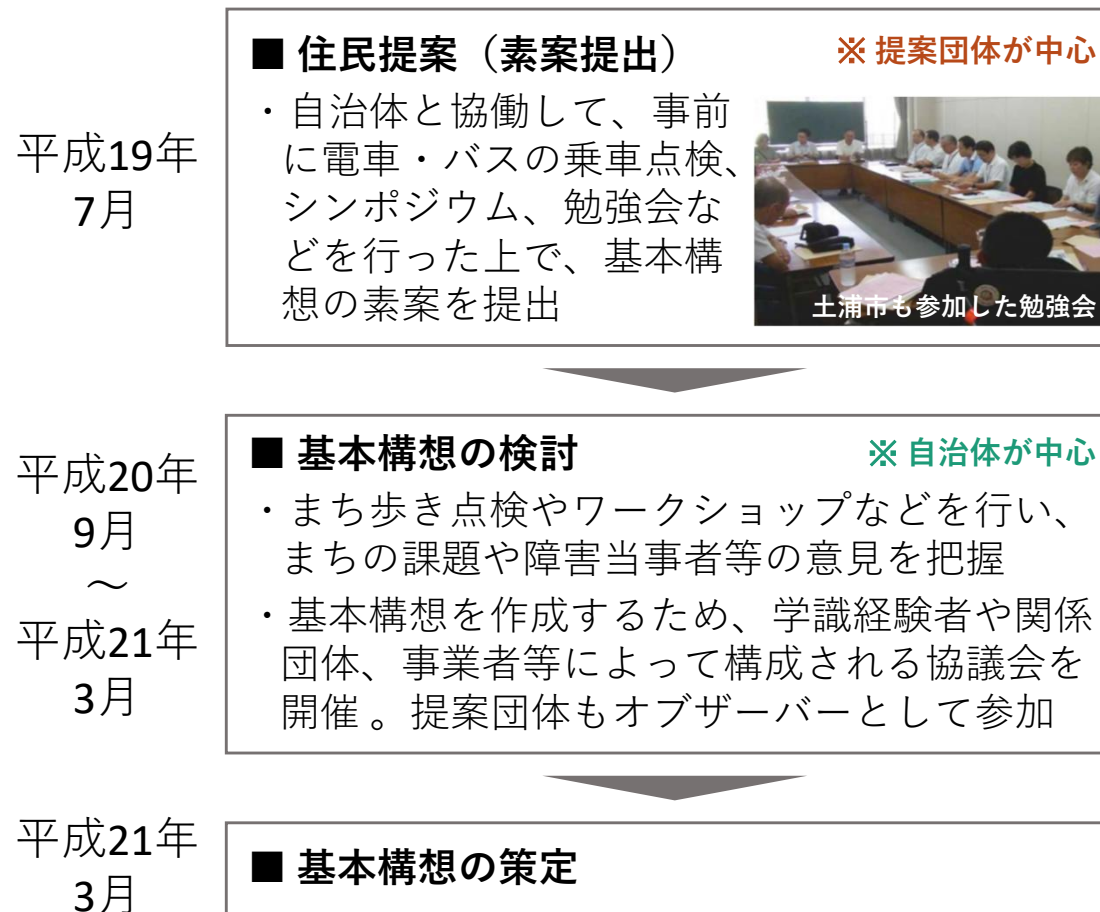
### 【提案書より抜粋

### （提案内容を原文のまま抜粋）】

- (1) 土浦市における一つ目の基本構想策定は、高齢者・障がい者がよく利用し、観光客も多い土浦駅周辺～土浦港、ショッピングモール505～亀城公園までを一体的に整備するものであること。
- (2) 「基本構想策定・推進」は、企画から現場の調査、施工、事後評価に至るまで高齢者・障がい者等当事者が深く関与できる参画の仕組みをつくること。
- (3) ユーザーエキスパート（※）や、参加したい人すべてが参加できる公募の仕組みをつくること。

※ 自分自身や近親者が障がいを持っている等の理由でバリアフリーに詳しい方

## ＜全体の流れ＞



## 「バリアフリー新法」にもとづく「基本構想」策定の住民提案について

土浦市長 中川 清 様

### バリアフリー新法にもとづく基本構想の策定を実現させる会（アイウエオ順）

- ・ [黒塗り] (バリアフリーなマリンスポーツコミュニティ「セイラビリティー土浦」代表)
- ・ [黒塗り] (NPO法人いきいきネットワーク事務局長)
- ・ [黒塗り] (DPI 日本会議常任委員交通問題担当)
- ・ [黒塗り] (土浦市手をつなぐ育成会会長)
- ・ [黒塗り] (コミュニティバスを考える会代表)
- ・ [黒塗り] (青い芝の会土浦支部代表)
- ・ [黒塗り] (介護保険と福祉を考える女性の会代表)
- ・ [黒塗り] (土浦市高齢者生きがい施設いきいき館「たいこ橋」館長)
- ・ [黒塗り] (土浦視覚障害者福祉協会会長)

(連絡先) [黒塗り]  
[黒塗り]  
[黒塗り]

日本一住みやすい やすらぎと活力のある「新しい土浦」の創造をめざし、「市民主体」と「協働」を今後のまちづくりの基本として奮闘されている 市長ならびに市の職員みなさんに敬意を表します。

私たちは昨年暮れ制定された「バリアフリー新法」にもとづき、住民提案をおこなうことを呼びかけてまいりましたが、下記（趣旨・内容）のもとに 集まった提案者は 235名（2007年6月30日現在）。一日も早い当事者参画の基本構想づくりが開始されることを願ひ提案者名簿とともに提出いたします。

### （住民提案の趣旨・内容）

高齢化社会の到来とともに、障がいを持つ人も高齢者も誰もが地域でぐ当たり前の生活ができる「ノーマライゼーション」社会の実現は市民みんなの願いです。このノーマライゼーション社会を、交通施設において促進するものとして2000年に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定されました。この法律により、JR常磐線に大型トイレ付きで車いすスペースを有する新型車両が走り、土浦駅にもエレベーターやエスカレーター、多機能トイレが設置され、駅周辺は視覚障がい者用の誘導・警告ブロックも敷設。駅前のバス停からはノンステップバスが走り出しました。

高齢者や障がい者が外出しやすくなったことは事実ですが、基準にそってつくられたバリアフリー施設・設備に思わぬ危険が潜んでいたり、それらの設備が十分に目的を果たせない落とし穴もありました。企画から施工までの段階で、利用者である障がい者や高齢者の生活現場での使い勝手が十分に検証されていなかったり、当事者参画が十分になされてこなかったことに起因するものと思われます。

また、土浦市でも、駅とその周辺の道路、信号機などを一体的にバリアフリー化する「基本構想」が作成されてこなかったことで、これらの問題点が出てきたとも考えられます。

昨年暮れには、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充し、より総合的・一体的な法制度を構築するため「バリアフリー新法」が制定されました。施設の対象範囲が広がったほか基本構想制度も地区と対象施設の範囲が拡充し、基本構想策定の当事者参加について法律上の根拠も明記され、知的・精神・内部障がい者を含むすべての障がい者が本法の対象であることが明確にもなりました。

交通バリアフリー法の公共交通事業者等に加え、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等を規定し、高齢者、障がい者が日常生活や社会生活において利用する施設を面的にとらえ、幅広い生活関連施設のバリアフリー化をすすめていくことを目的としています。

さらに、当事者参画のための制度を法律上明確に位置づけるために、基本構想を作成するにあたって、市区町村の調整促進機能の強化―協議の場の設定を法的に担保し、基本構想を策定する市区町村の取り組みを促すよう、利用者・住民等による基本構想の作成についての提案制度を設け、当事者のニーズをよりいっそう反映したバリアフリー化をすすめることが期待されています。

以上の背景のなか私たちは、土浦市へ「バリアフリー新法」に基づく下記・基本構想策定を求めます。

- 1、土浦市における一つ目の基本構想策定は、**高齢者・障がい者がよく利用し、観光客も多い土浦駅周辺～土浦港、ショッピングモール505～亀城公園までを一体的に整備するものであること。**
- 2、「基本構想策定・推進」は、企画から現場の調査、施工、事後評価に至るまで**高齢者・障がい者等当事者が深く関与できる参画の仕組みをつくること。**
- 3、ユーザーエキスパート（※）や、参加したい人すべてが参加できる**公募の仕組みをつくること。**

※ 自分自身や近親者が障がいを持っている等の理由でバリアフリーに詳しい方。

（以上）

※ 氏名や住所等の個人情報について黒塗りしている。

## 概要・ポイント

- **町内会（地域ケアプラザ※、大学が協力）**が基本構想の作成に関する住民提案を行った事例です。
- 住民提案を行う前に、まち歩き点検や勉強会などを行っています。また、自治体（横浜市）による出前講座も行なわれています。また、提出された基本構想の素案は、自治体が示す手引きに沿って作成され、詳細なものとなっています。

※ 高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点としてさまざまな取組を行っている、横浜市独自の施設

## 提案内容（素案）

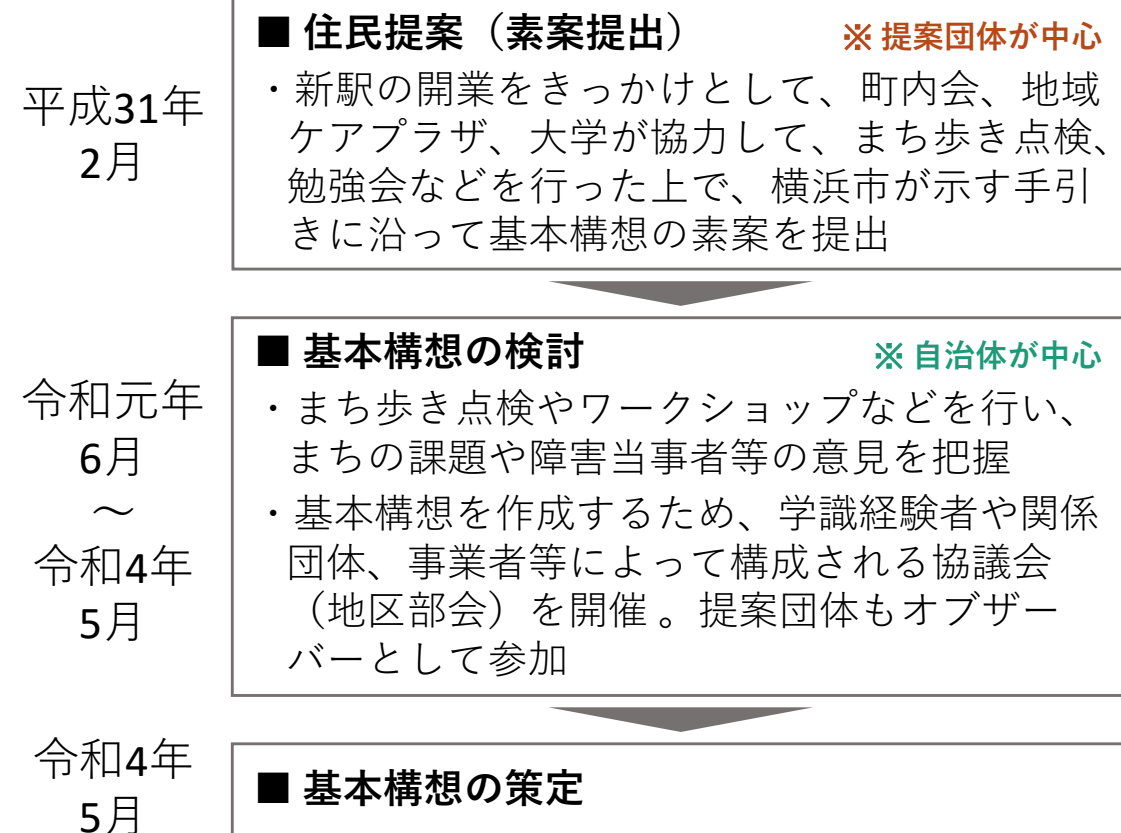
### 【提案書より抜粋（提案内容の項目を整理）】

- ・ 対象地区の位置及び特性
- ・ 提案の理由と目的
- ・ 生活関連施設の選定
- ・ 生活関連経路の設定
- ・ 重点整備地区の範囲の設定
- ・ 地区の課題と対応策の整理
- ・ その他事項

※ 上記の項目は、横浜市が公表している「横浜市バリアフリー基本構想作成等の提案の手引き」（令和6年4月）において、素案に明記すべき事項として挙げられているものになります。

※ 実際の提案書は、項目ごとに詳細な内容が記載されています。

## <全体の流れ>



## 横浜市バリアフリー基本構想作成等の提案の手引き

令和6年4月  
横浜市

手引きの構成	
◆ 何のための手引き？ … P1 ⇒	
<b>1. 基本構想作成等の提案の手引きの目的と位置づけ</b> (1) 基本構想作成等の提案の手引きの目的 (2) 基本構想作成等の提案の手引きの位置づけ	⇒ 本手引きの目的と位置づけについて示します。
◆ バリアフリー基本構想って？ バリアフリー基本構想作成等の提案って？ … P2 ⇒	
<b>2. バリアフリー基本構想とその提案について</b> (1) バリアフリー基本構想とは (2) 基本構想作成等の提案とは	⇒ バリアフリー基本構想によって目指す整備のイメージと「基本構想作成提案制度」がどのようなものかを示します。
◆ 提案はどのようにするの？ … P4 ⇒	
<b>3. 基本構想作成等の提案方法について</b> (1) 基本構想の素案とは (2) 基本構想の素案に明示すべき事項 (3) 横浜市における基本構想作成等の提案の流れ	⇒ 提案をするために必要な記載事項や考え方等について示します。また、横浜市における基本構想作成等の提案の流れを示します。
◆ 提案するにはどんな様式でもいいの？ 書き方の参考例はないの？ … P13 ⇒	
<b>4. 手続き要領及び様式</b> (1) バリアフリー基本構想作成等の提案に関する手続き要領 (2) バリアフリー基本構想作成等提案事前相談書 (3) バリアフリー基本構想作成等提案書 (4) 書き方参考例	⇒ 基本構想作成等の提案をする際に使用する様式（提案書・事前相談書）と、書き方参考例等を示します。
◆ バリアフリー法ってどんな法律？ … P22 ⇒	
<b>資料1. バリアフリー法とは</b> (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律（バリアフリー法）の概要 (2) バリアフリー基本構想とは	⇒ バリアフリー法についての概要を示します。
◆ 横浜市では基本構想策定のためにどんな体制がなされているの？ … P24 ⇒	
<b>資料2. 横浜市における基本構想の検討体制</b> (1) 横浜市における基本構想の検討体制	⇒ 横浜市における基本構想の検討体制について示します。
◆ バリアフリー基本構想に関連する用語を教えてください？ … P25 ⇒	
<b>資料3. 用語解説</b> (1) バリアフリー基本構想に関連する用語の解説	⇒ バリアフリー基本構想に関連する用語について解説します。
本手引き書内で用いているバリアフリー基本構想に関連する用語については下線を引いて示しております。	
◆ 手引きの他に参考となる文献はどのようなものがあるの？ … P32 ⇒	
<b>資料4. 参考文献等</b> (1) 参考文献 (2) バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準及びガイドライン (3) 参考	⇒ バリアフリー法に関連した参考文献等を示します。

## 概要・ポイント

- 住民で組織されたNPO法人が基本構想の作成に関する住民提案を行った事例です。
- 住民提案を行う前に、バリアフリーニーズに関するアンケート調査、シンポジウム、ワークショップを行っています。また、提出された基本構想の素案は、全8ページにわたるものとなっており、基本構想の目標のほか、重点整備地区の範囲や特定事業の内容等について提案されています。

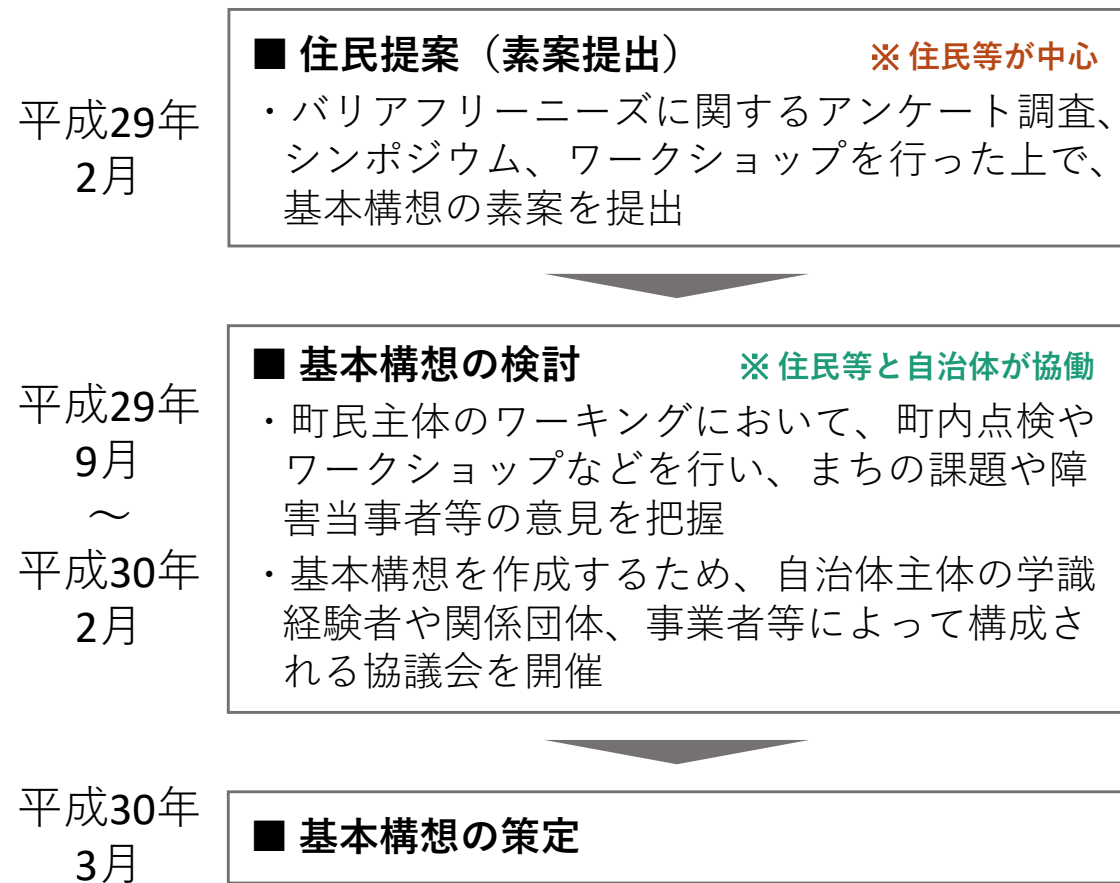
## 提案内容（素案）

### 【提案書より抜粋（提案内容の項目を整理）】

- ・ 重点整備地区（地図上に範囲を図示等）
- ・ 重点整備地区の選定理由
- ・ 基本構想の4つの基本目標
- ・ 基本構想の目標年次
- ・ 公共交通特定事業の内容
  - 鉄道、バス、道路（歩道）に関する事業
- ・ 交通安全特定事業の内容
  - 信号機、路上駐車等に関する事業
- ・ その他の事業の内容
  - 駅前広場やタクシーに関する事業

※ 実際の提案書は、項目ごとに詳細な内容が記載されています。

## <全体の流れ>



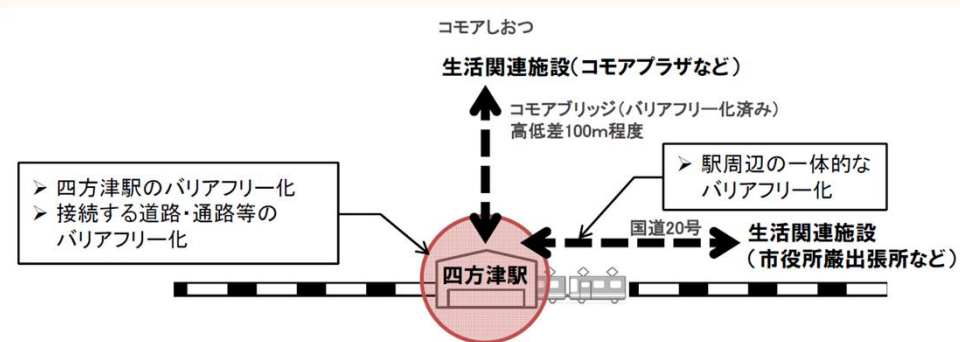
## 概要・ポイント

- 住民から自治体（上野原市）に対して、バリアフリー化に向けた嘆願書（たんがんしょ）が提出されたことをきっかけに基本構想が作成された事例です。
- 嘆願書が提出された後、駅周辺整備推進協議会から自治体へ素案が提出されました。その後、自治体が立ち上げた協議会を中心にまち歩き点検などが行われ、基本構想が作成されました。

## 提案内容（素案）

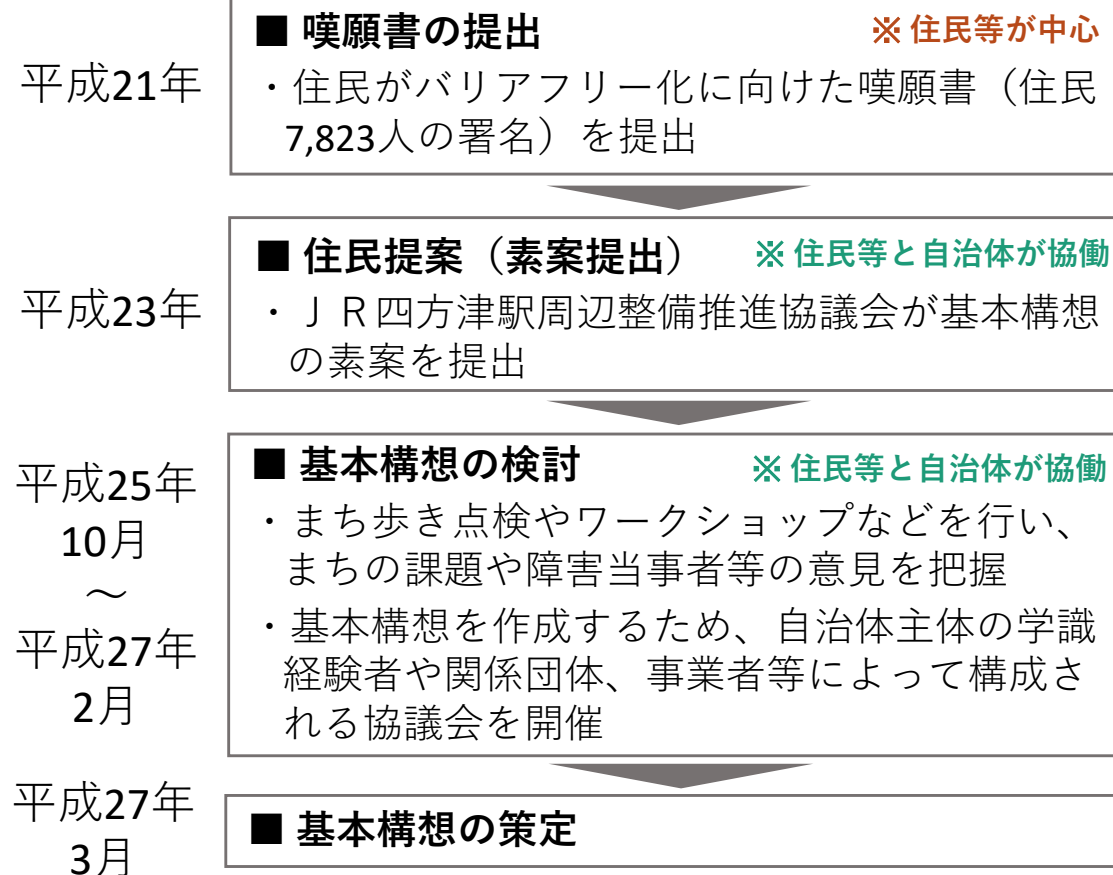
### 【提案書より抜粋（提案内容の項目を整理）】

- ・ 対象地区の概要
- ・ 特定旅客施設と重点整備地区の概況
- ・ 基本目標、事業の概要



四方津駅周辺のバリアフリー化のイメージ

## <全体の流れ>



## ■ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）（抄）

**（移動等円滑化促進方針の作成等の提案）** → **移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の提案制度**

**第24条の5** 次に掲げる者は、市町村に対して、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る移動等円滑化促進方針の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 施設設置管理者その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の管理者
  - 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき移動等円滑化促進方針の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

**（基本構想の作成等の提案）** → **基本構想の提案制度**

**第27条** 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者
  - 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。